

特定子ども・子育て支援提供者各位

高松市こども保育教育課
高松市子育て支援課

幼児教育・保育の無償化に伴う高松市施設等利用費請求書等の提出
について（令和3年7月から9月分）（依頼）

秋晴の候 皆様方におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申しあげます。また、平素は本市の教育・保育行政に御協力いただき、厚くお礼申しあげます。

さて、幼児教育・保育の無償化に伴い、市町村から利用給付認定を受けた認定子どもが、特定子ども・子育て支援施設等（以下、「施設等」という。）を利用した場合、保護者の方には、本市から施設等利用費を償還払いの方法により支払することとなります。

請求書等の提出書類につきましては、保護者の方から市に提出していただくことが基本となりますが、提出書類の取りまとめに御協力いただける特定子ども・子育て支援提供者の方におかれましては、御多忙の折、誠に恐れ入りますが、次の方法により御提出いただきますようお願いいたします。

なお、各保護者の方には、本市から請求方法等についてお知らせしておりますが、提出方法等について問い合わせがありましたら、周知をお願いいたします。

1 提出方法

(1) 利用施設等が提出書類の取りまとめに御協力いただける場合

保護者の方から主たる利用施設等を通じて、市へ提出をお願いします。

下記提出書類を3か月分まとめて提出をお願いします。

（今回請求分は、令和3年7月から9月分の提供に係るもの）

※ 保護者のうち、複数施設等を利用された方につきましては、貴施設以外の領収証等が添付されていますが、その場合にも、そのままお預かりいただき、裏面の提出先へお出しいただくようお願いいたします。

(2) (1)以外の場合

保護者から、直接、市へ提出するよう、御案内をお願いします。

2 提出書類

(1) 高松市施設等利用費請求書（償還払い用）

(2) 施設等利用費の請求に係る内訳書A又はB（償還払い用）

(3) 特定子ども・子育て支援に係る提供証明書兼領収証

(4) 活動報告書（子育て援助活動支援事業添付書類）

(5) 施設等利用費請求者一覧

預かり保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業及び病児保育事業の場合は、(1)(2)(3)(5)を、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の場合は、(1)(2)(4)(5)の御提出をお願いいたします。

なお、(3)及び(5)は特定子ども・子育て支援提供者が、(1)及び(2)は保護者が、(4)は提供会員が作成する書類となります。

(3)は、各特定子ども・子育て支援提供者において、保護者への交付用に御使用ください。

3 提出期限

令和3年10月29日（金）午後5時まで

4 支払いまでのスケジュール

請求対象月	令和3年7月から9月分
市への提出日	令和3年10月29日
保護者への支払予定日 (請求分まとめて)	令和3年11月末頃 ※事務処理の関係上、前後する場合がございます。

今後の市への提出日等につきましては、提出月の前月末までに各施設等への通知により、お知らせいたします。

5 提出先

〒760-8571

香川県高松市番町一丁目8番15号

高松市役所 健康福祉局 こども未来部

こども保育教育課 監査給付係 電話 087-839-2358

公立の園に在籍の上、一時預かり事業等を利用した場合や未移行幼稚園で提供する預かり保育事業を利用した場合は、入所入園係に御提出ください。